

研究教育院生に関するよくある質問（FAQ）

※ 以下のFAQの内容は、諸般の事情により変更する場合がありますので、該当する場合は、最新の情報を確認してください。

令和4年度博士研究教育院生は、日本学術振興会の特別研究員に採用された方を除き、高等大学院博士後期課程学生挑戦的研究支援プロジェクトでの支援を予定しており、このFAQの内容より、後述の「Ⅶ 高等大学院博士後期課程学生挑戦的研究支援プロジェクト」のFAQが優先されます。

令和4年度修士研究教育院生は、このFAQを確認してください。

I 研究教育院生の公募

Q1：① 修士研究教育院生の申請資格はどのようになっていますか。

② 博士課程への進学は予定していませんが、修士研究教育院生への申請を希望しています。申請できますか？

A1：修士研究教育院生の申請資格は、修士課程1年次生に在籍している学生であり、本院の指定科目を6単位以上修得し、かつ博士課程に進学することを予定している者としします。修士研究教育院生が就職へと進路を変更した場合には、支援経費の一部返却を求めるか、支援を打ち切るか等が事情に応じて行われます。なお、博士課程への進学は原則として本学への進学としします。【研究教育院生の申請及び選抜に関するマニュアル抜粋】

Q2：修士課程に在籍し、1年間留学して在籍期間を1年延長する場合、3年目（M2）に修士研究教育院生に申請したいと思っていますが、可能でしょうか。また、M1の時に履修した指定科目は申請の際有効でしょうか。

A2：修士研究教育院生の場合は、修士2年次学生を同一年度において1年間支援を行うことを使命としております。ご質問では、「1年間留学して在籍期間を1年延長する場合」とありますが、1年間の留学の形態は、次の2つの形態が考えられます。

(1) 1年間休学により留学した場合：3年目は正規の在籍期間になり、修士研究教育院生に採用後1年間の修学期間を有することが可能となりますので、申請は可能です。

(2) 1年間在籍のまま留学した場合：1年延長する在籍期間は留年扱いとなります。正規の在籍期間内（2年間）ではありませんので、申請資格はありません。

なお、出産・育児のために在籍期間3年で修了する課程を選択した学生が3年目に修士研究教育院生として採用された例もあります。

また、留学等により1年次に半年間休学した場合は、2年次への進学が10月となり、同一年度に1年間の修学期間を確保できませんので申請資格はありません。

既に履修した指定科目も有効です（※直近の履修を義務付ける規定はありませんので、学部学生の先行履修科目も有効です。ただし、成績証明書に反映され履修が確認できるものに限ります。）。

Q3：博士研究教育院生の申請資格はどのようになっていますか。

A3：博士研究教育院生の申請資格は、以下の①②に該当する者としします。

① 博士課程後期3年の課程1年次生（前年の10月進学・編入学者含む）、医学、歯学及び薬学履修課程（博士後期4年制課程）1年次及び2年次生に在籍している学生。

② 「修士研究教育院生」であった学生、あるいはそれ以外で特に成績（学業、研究活動、発想など）が優秀である学生。

博士研究教育院生が博士課程修了前に就職へと進路を変更した場合には、資格を喪失したものととして、支援経費の一部返還または支援打ち切り等が事情に応じて行われます。

*医学、歯学及び薬学履修課程（博士後期4年制課程）の2年次学生については、高等大学

院博士後期課程学生挑戦的研究支援プロジェクトによる支援への移行に伴い、経過措置として、令和4年度に限り申請資格を認めています。

【研究教育院生の申請及び選抜に関するマニュアル抜粋】

Q 4 : 社会人学生的身分で博士研究教育院生に申請することは可能でしょうか。

A 4 : 研究教育院は、主たる目的が研究教育院生に対する奨学金の支給です。社会人として給与を受給している場合は、年間の収入（給与および他の収入を含む）が180万円以上の場合には奨学金支援の対象者になりません。社会人学生でも、企業をすでに退職している場合など、収入が180万円未満の場合は申請できます。

なお、条件を満たさない方も研究教育院が実施する全領域合同研究交流会等には、参加が可能ですので、是非参加を頂き、異分野領域との研究交流を深めて頂ければ幸いです。

Q 5 : 修士研究教育院生ではありませんし、指定科目も履修していませんが、博士研究教育院生に申請することはできますか？

A 5 : 博士研究教育院生の申請資格は、『「修士研究教育院生」であった学生、あるいは「修士研究教育院生」以外で特に成績（学業、研究活動、発想など）が優秀な学生』と規定されていますので、申請は可能です。

なお、指定科目の履修は、修士申請時のみの必須条件になります。

Q 6 : 医学、歯学及び薬学履修課程（博士後期4年制課程）に進学の1年次生に対する支援はありませんか？

A 6 : 令和4年度から高等大学院博士後期課程学生挑戦的研究支援プロジェクトによる支援に移行することに伴い、1～4年次の4年間の支援を行うこととなりました。

【研究教育院生の申請及び選抜に関するマニュアル II-1. 申請資格 参照】

Q 7 : 10月入学です。10月の募集はありますか？

A 7 : 研究教育院生の募集は、4月採用の募集のみで、10月入学者に特定した募集は行われておりません。

なお、修士研究教育院生に対する支援対象期間は、同一年度内における修士2年次の修学期間になります。したがって、10月入学の修士大学院生は、研究教育院生としての支援対象期間である修士2年次の修学期間が、同一年度において1年間確保することができないため、応募資格がありませんので注意してください。

また、10月入学の博士大学院生は、入学から半年経過後の翌年4月採用の博士研究教育院生に申請できます。ただし、3年次は9月で修了になるため、支援期間は2年半になります。例え、翌年の3月まで延長して在籍する場合であっても、留年期間は支援対象期間には含まれませんので、2年半の支援期間に変更はありません。

Q 8 : 日本学術振興会・特別研究員に内定されていますが、申請できますか？

A 8 : 申請は可能です。ただし、採択された場合、後述のA20のとおり併給調整後の奨学金を支給します。

Q 9 : 学内のリーディング大学院プログラム又は国際共同大学院プログラム若しくは卓越大学院プログラムに採用されて（又は応募して）いますが、申請できますか？

A 9 : 採用者、応募中のいずれも申請は可能です。ただし、博士研究教育院生に採択された場合は、他のプログラムの奨学金と重複受給はできませんので、本人の不利益にならないよう考慮した上で、併給調整を行います。修士研究教育院生は、他プログラムのRA経費は併給可能です。（A21参照）

Q 1 0 : ① 副指導教員の役割について？

② 他大学の教員を副指導教員に充てることはできますか？

A 1 0 : 副指導教員制度は、指導教員の指導上の補佐を含めて、融合研究の遂行上、指導教員とは異なる専門分野の研究指導や相談に対応する教員が必要ではないかとの判断によるものです。従って、副指導教員は、原則として同一研究室の所属以外の教員とします。

また、基本は本学の教員（助教を除く。）になりますが、他大学の教員を充てることも可能です。その場合は、副指導教員に本学の教員も加え、二人体制にしてください。

なお、研究教育院生の申請時まで副指導教員が定まらない場合は、空欄のまま提出し、採用確定後に配付される「副指導教員届」に記入のうえ、提出してください。

Q 1 1 : 指導教員又は副指導教員に、論文指導教員の主査教員又は副査教員を当てる義務はありますか？

A 1 1 : 研究内容がどの程度一致しているかにもよりますが、指導教員又は副指導教員は、論文指導教員の主査教員又は副査教員に必ずしも一致しないこともあると考えています。

Q 1 2 : 副指導教員の重複は可能ですか？

A 1 2 : 研究教育院生の申請にあたっては、同一指導教員が推薦できる制限が設けられていますが、副指導教員に対する制限はありません。ただし、重複による過度な負担が生じないように、指導教員及び副指導教員を依頼する先生方によく相談してください。

Q 1 3 : 書類審査、面接試問での審査コメントを公表してもらえませんか。

A 1 3 : 書類審査は、「研究教育院生の申請及び選抜に関するマニュアル」に基づき、領域基盤ごとに4人の審査委員によって、また、面接試問は、領域基盤ごとに5人の審査委員によって、それぞれ点数制により評価します。その評価結果を集計した結果に基づき、最終的に全学の委員から構成する運営専門委員会において合格者を決定しております。なお、書類審査及び面接試問に係る審査コメント、不採用の理由等については公表していません。

Q 1 4 : 採用スケジュールに提示されているヒアリング審査期間に出張（国内・海外）が予定されています。別の日程で面接していただくことは可能ですか？

A 1 4 : 審査委員のスケジュールを調整した日程により一律に実施しておりますので、個別対応はできません。時間などではできるだけ考慮しますが、ヒアリング審査予定期間中は、いつでも対応できるようにしてください。（海外出張の場合に Skype 面接の実績もありますが、回線が不安定で途切れやすいなどの難点があります。）

II 指定科目

Q 1 5 : 指定科目の講義場所や開催日を教えてください。

A 1 5 : 指定科目は大学院共通科目（令和4年度から推奨指定科目）を除き、各研究科等で開講している科目のうちから適切なものを、指定科目としています。講義の詳細については開講する各研究科に問い合わせてください。

Q 1 6 : 指定科目一覧と研究科のシラバスで開講時期等が異なりますが、どちらが正しいでしょうか？

A 1 6 : 研究科のシラバスを優先してください。（指定科目一覧発行後に変更になっている場合がありますので、詳しくは直接研究科の教務係へ問い合わせてください。）

Q 1 7 : 指定科目6単位のうち4単位以上は他専攻とありますが、自専攻も他専攻も含まれる科目はどのように扱われるのでしょうか？

A 1 7 : 自専攻の科目でも、他専攻が含まれていれば、他専攻として受講した科目にカウントで

きます。なお、受講義務の6単位がすべて他専攻でも構いません。

Q18：融合領域研究合同講義の授業を欠席したので、当日の配布資料を基に感想文を書きました。受け取っていただけますか。

A18：できません。感想文はあくまでも講義を受講した感想を講義担当者に評価していただくものです。講義資料を配布しているのはあくまでも参考になればとの配慮からですのでご了承ください。

Q19：指定科目履修届の提出を失念していました。修士研究教育院生に申請する今からでも受け付けてもらえますか？

A19：はい、受け付けます。

基本的に指定科目の履修届はいつでも受け付けます。あくまでも受講されていることが重要になりますので、すでに受講済みの授業科目を指定科目として登録するための本院への履修届については、提出が遅延した場合も受理しています。

Ⅲ 奨学金の支援内容

Q20：① 奨学金等の支援内容はどのようになっていますか？

② 学術振興会の特別研究員に採用されていても、奨学金を受給できますか？

A20：研究教育院生は、各自の専門分野の研究を深めることのみならず、融合・学際分野での研究開拓に挑戦してもらい、将来のアカデミアを担う国際的に通用する若手研究者の養成を推進することが目的です。特に、博士研究境域院生に対しては、高額な奨学金が支給されますが、これは経済的に心配がない状態で研究に専念し、融合研究の分野において優れた成果を期待しての現われと理解してください。

また、学術振興会の特別研究員に採用された場合は、下表のとおり授業料相当の奨学金が支給されます。

なお、下表に記載の支援内容は、現時点で予定する支援内容であり、諸般の事情により変更する場合があります

奨学金等の支援内容

区 分	奨 学 金	研究費	備 考
修士研究教育院生	前期 300,000 円 後期 300,000 円		採用期間 1 年間
博士研究教育院生	月額 200,000 円 年額 2,400,000 円	年額 500,000 円 以上	採用期間 3 年間 【10 月入学者：2 年半】 ※注 1
博士研究教育院生 (日本学術振興会 特別研究員採用者)	前期 300,000 円 後期 300,000 円 ※ 授業料減免による調整 授業料全額免除の場合は支給されません。半 額免除の場合は支給額を半額にするなど、免除 内容に応じて調整されます。		採用期間 【DC1：3 年間】 【DC2：2 年間又は 1 年間】

注 1：博士研究員生の採用期間は、標準修業年限内とし、次のとおりとします。

博士課程（後期 3 年の課程）：4 月入学者は 3 年間、10 月入学者は 2 年半。

医学・歯学・薬学履修課程：1 年次生の 4 月入学者は 4 年間、10 月入学者は 3 年半。

2 年次生の 4 月入学者は 3 年間、10 月入学者は 2 年半。

注 2：博士研究教育院生（日本学術振興会特別研究員採用者等を除く）は、学内及び他機関から

の奨学金の重複受給に制限があります。

注3：博士研究教育院生（日本学術振興会特別研究員採用者等を除く）は、給与収入等（TAを含む）に制限があります。

注4：研究経費の支援は、日本学術振興会特別研究員採用者を除く博士研究教育院生に支給されます。

注5：奨学金の額は、状況により変更される場合があります。

Q 2 1：学内の他のプログラムに採用されましたが、奨学金の重複受給は可能ですか？

A 2 1：学内のリーディング大学院、国際共同大学院、卓越大学院等他のプログラムに採択された場合は、博士研究教育院生に採択された場合は、他のプログラムの奨学金と重複受給はできませんので、本人の不利益にならないよう考慮した上で、併給調整を行います。修士研究教育院生は、他プログラムのRA経費は併給可能です。併給調整が行われますので、必ず、双方の事務担当者に相談してください。

Q 2 2：学外の奨学金を重複して受給することは可能ですか？

A 2 2：高等大学院博士後期課程学生挑戦的研究支援プロジェクトの支援の場合は、その補助金事業による制限があります（後述の「Ⅶ 高等大学院博士後期課程学生支援プロジェクト」を参照）。

修士研究教育院生は、学外の財団等の奨学金支給機関が重複制限を課していない場合は、原則として学外の財団等からの受給を容認しています。

ただし、当該奨学金が研究助成金の性格を持ち合わせ、研究成果報告等を求められる場合は、研究教育院生としての採択課題の研究遂行に対する支障の程度により判断することになりますので相談してください。このようなケースでは、併給調整を行う場合があります。

Q 2 3：研究教育院が支給する奨学金は、所得課税の対象になりますか？

A 2 3：高等大学院博士後期課程学生挑戦的研究支援プロジェクトの支援の場合は、雑所得となり、確定申告による課税となります（後述の「Ⅶ 高等大学院博士後期課程学生支援プロジェクト」を参照）。

修士研究教育院生の奨学金は、給付型奨学金として学資に充てるために給付されているものであり、給与として支給されているものではありません。

従って、所得税法第9条に「学資に充てるため給付される金品」は非課税所得と規定されていることにより、この給付型奨学金に係る所得税の申告は必要ありません。

また、税法上の扶養控除の適用につきましては、扶養控除の手続きを行う事業所等の担当者に、研究教育院が支給する奨学金が税法上非課税所得扱いになっていることを説明し、判断を受けてください。

Ⅳ 副業・アルバイト

Q 2 4：副業やアルバイトは可能ですか？

A 2 4：学際高等研究教育院では、研究教育院生の研究課題の研究遂行に支障が出るおそれがあるので、副業やアルバイトに従事することを制限しています。

副業、アルバイトやTA、RA、AA等（以下、「TA等」という。）による収入は合計して年収180万円未満まで可能です。

なお、下記の事項に留意してください。不明な場合は従事内容等により可否を判断することになりますので、研究教育院生に採用され、副業やアルバイトに従事する場合はメールにて必ず報告をお願いいたします。

【「T A等」への従事】

◆ 研究科内の事業に関する「T A等」に従事する場合は、次の事項を満たすこととし、従事時間数等を考慮のうえ、認めることといたします。

- ① 研究教育院生の研究課題の研究遂行に支障が生じないこと。
- ② 研究教育院生の研究課題の研究遂行に資する業務であること。
- ③ 将来、大学等の教員・研究者になるためのトレーニングの機会となる業務であること。
- ④ 常勤職及びそれに準ずる職ではないこと。

T A等に従事する場合は、従事時間数は週 19 時間が上限となります。

【行事支援】

◆ 学内、研究科内又は研究室内での主催事業（研究教育院生の研究に関連する学会主催事業を含む。）に係るアルバイトについては、継続的な事務処理業務等への従事を除き、平日の開催日等の単発的な支援業務（2 日以内）については、研究活動の一貫として認めることといたします。

【非常勤講師】

◆ 将来、資格取得に有利となる非常勤講師等業務への従事については、その実態に応じて判断しますので、相談下さるようお願いします。

【その他】

◆ 帰宅後の夜間のアルバイトや休日のアルバイトについては、時間制限の対象にはなりませんが、良識の範囲内において従事してください。授業や研究教育院生の研究課題の研究遂行に支障が出ているのではないかと、との疑念を持たれないように注意してください。

Q 2 5 : 研究教育院生の採用前に T A 等に従事し、給与を受給していますが、返還義務はありますか？

A 2 5 : 研究教育院生採用前の給与に関しては、返還の義務はありません。ただし、採用後の対応については、A 2 4 を参考に適切にご対応をお願いいたします。

Q 2 6 : アドミニストレイティブ・アシスタント（AA）に従事することは可能ですか？

A 2 6 : アドミニストレイティブ・アシスタント（AA）は、事務補佐など管理運営等の業務の補助を行うことを目的に、学部学生及び大学院学生を採用する本学の制度です。T A、R A 等と同様に扱いますので、A 2 4 を参考に適切にご対応をお願いいたします。

V 謝辞

Q 2 7 : 論文等に研究教育院に対する謝辞を記載する場合は？

A 2 7 : 研究教育院への謝辞についてですが、定型文はありません。

奨学金のみの支援を受けた場合は、「研究教育院から奨学金の支援を受けた」旨を記載してください。

なお、高等大学院博士後期課程学生挑戦的研究支援プロジェクトでは研究費が支給されていますので、そちらをご確認ください。

英文の場合は下記の記載例を参考にしてください。

例① This work was supported by a Grant-in-Aid of Tohoku University, Division for Interdisciplinary Advanced Research and Education.

例②) This work was supported by a Scholarship of Tohoku University, Division for Interdisciplinary Advanced Research and Education

Q 2 8 : 謝辞を記載する場合、注意することはありますか？

A 2 8 : 研究教育院以外から奨学金等を受給し、その支給元の職務専念義務や重複受給制限に抵触する場合は、「奨学金」の支援を受けたという表現は避けて、授業料支援 (support of tuition fees)、研究環境 (research environment) や研究指導 (research guidance)、アドバイスなどを受けたという表現にしてください。

VI その他

Q 2 9 : 研究成果に関するプレスリリースを行った場合は、報告する義務がありますか？

A 2 9 : ぜひ、戦略研究教育企画室 (senryaku@iicare.tohoku.ac.jp) までご一報ください。学際高等研究教育院のHP及び情報機関紙「クロスオーバー」に掲載したいと考えています。
また、学会での表彰又は公的集会や研究会等での招待講演等もお知らせください。高等研究教育院のHPに掲載します。

Q 3 0 : 研究教育院生に関する相談の窓口（連絡先）は？

A 3 0 : 研究教育院生に関する相談の窓口（連絡先）及び本FAQに関する問い合わせは、以下のとおりです。電話でも結構ですが、E-mail を活用してください。なお、E-mail にて問い合わせの場合は、採用年度、領域、部局、氏名等を忘れずに記載してください。

.....
東北大学 学際高等研究教育院
総合戦略研究教育企画室
〒980-8578 仙台市青葉区荒巻字青葉 6-3
TEL : 022-795-5749 FAX : 022-795-5756
E-mail : senryaku@iicare.tohoku.ac.jp
.....

研究教育院生に関するよくある質問（F A Q）

<高等大学院博士後期課程学生支援プロジェクト>

Ⅶ 高等大学院博士後期課程学生挑戦的研究支援プロジェクト（次世代研究者挑戦的研究プログラム）

学際高等研究教育院研究教育院生に係るF A Qに加えて、高等大学院博士後期課程学生挑戦的研究支援プロジェクトに係る追加事項は、次のとおりです。

なお、令和3年度の状況であり、令和4年度に向けて、文部科学省において、次世代研究者挑戦的研究プログラムと大学フェローシップ創設事業の2事業の在り方等を検討することになっており、募集方法、支援の内容や金額に変更があり得ます。

令和4年度の博士研究教育院生は、日本学術振興会の特別研究員に採用された方を除き、本事業での支援を予定しており、ⅠからⅥに記載していることと重なる場合は、こちらが適用されることを注意してください。

Q 3 1 : ① 採用時の手続きは、どのようになっていますか。

② 毎月、手続きは、どのようになっていますか。

③ 採用後に必要な事項はありますか。

A 3 1 : ① 研究教育院の博士研究教育院生の学術振興会の特別研究員以外の全員を大学改革推進センターに推薦し、同センターが審議し、高等大学院博士後期課程学生挑戦的研究支援プロジェクト受給者が決定します。

高等大学院博士後期課程学生挑戦的研究支援プロジェクト受給者の採用時に、誓約書と、これまで大学に振込み口座を届けたことがない方は、銀行振込依頼書、通帳（写し）（外国籍の方のみフリガナのわかるページ）を提出してください。

② 毎月、1日～5日の間に、所属確認報告書を企画室に提出してください。

③ 経費執行ハンドブックを一読、研究不正使用防止コンプライアンス教育をeラーニングで受講してください。

高等大学院博士後期課程学生挑戦的研究支援プロジェクトが実施する高等大学院挑戦的研究支援プログラム、キャリア開発・育成支援プログラムを履修してください。

年度終了後に、成果報告書（様式5）を提出してください。（別途、研究教育院の活動報告書は2月上旬締切りであります。）

研究奨励費等の継続受給手続があります。

Q 3 2 : ① 高等大学院博士後期課程学生挑戦的研究支援プロジェクトに係る税金の納付等

② 社会保険への加入

A 3 2 : ① 高等大学院博士後期課程学生挑戦的研究支援プロジェクト受給者（博士研究院生）は、従来の博士研究教育院生と異なり、収入が雑所得となりますので、確定申告によって、所得税を納付してください。また、所得税のほかに住民税も課税されます。

なお、外国人留学生は、租税条約により取扱いが異なりますので、企画室に申し出てください。

② 親又は親族等の勤務先の健康保険に、年収が130万円を超えると被扶養者の資格がなくなります。親又は親族等が勤務先で被扶養者の取消しを行い、居住地の市町村の窓口で国民健康保険の加入手続きを行ってください。

また、国民年金は、納付するか学生納付特例制度を適用するか、判断し、必要な手続きを行ってください。

Q 3 3 : 高等大学院博士後期課程学生挑戦的研究支援プロジェクト受給者の重複受給制限

- ① 奨学金
- ② 海外留学奨学金

A 3 3 : ① 従来の重複受給を援助元が認めた場合に受給可能としていましたが、高等大学院博士後期課程学生挑戦的研究支援プロジェクト受給者は取扱いが異なります。

東北大学及び他機関（国、民間団体・企業等）から、安定的な返還義務のない奨学金を受給していないことですが、併給できる場合がありますので、奨学金を受給している、採用されている、又は申込みを検討している場合、企画室に確認をしてください。

JASSO 奨学金は受給できます。

その他不明なことがありましたら、企画室に確認をしてください。

- ② 海外留学に係る奨学金は、往復旅費や滞在費などの支援として使用されるものは、受給できることがありますので、海外留学に係る奨学金を採用されている、又は申込みを検討している場合、企画室に確認をしてください。

また、休学して留学する場合は、プロジェクトを辞退することになります。

該当する場合は、企画室に確認をしてください。

Q 3 4 : TA・RA の勤務時間の制限について、何時間まで可能ですか。

A 3 4 : 週 19 時間を上限とします。

ただし、副業、アルバイトやTA等による収入は合計して年収 180 万円未満まで可能です。

Q 3 5 : 研究奨励費等は、どのようになっていますか。

A 3 5 : 令和 4 年度は、研究奨励費として月額 20 万円（実績に応じて月額 16 万円又は 18 万円）、研究費として年額 50 万円（競争的研究費として追加あり）を予定しています。

受給時の状況により、支援内容や金額に変更があり得ます。

Q 3 6 : 論文等に研究教育院に対する謝辞を記載する場合は？

A 3 6 : 本事業により得た研究成果を発表する場合は、本事業により助成を受けたことを表示してください。

論文の Acknowledgment (謝辞) に、本事業により助成を受けた旨を記載する場合には「JST SPRING, Grant Number 10 桁の体系的番号」を含めてください。論文投稿時も同様です。本事業の 10 桁の体系的番号は、「JPMJSP2114」です。

論文中の謝辞 (Acknowledgment) の記載例は以下のとおりです。

【英文】 This work was supported by JST SPRING, Grant Number JPMJSP2114.

【和文】 本研究は、JST 次世代研究者挑戦的研究プログラム JPMJSP2114 の支援を受けたものです。

※論文に関する事業が二つ以上ある場合は、事業名及び体系的番号を列記してください。